

通告5番、2番議員、牧野一仁です。

通告に従いまして、大井町の指定管理者制度についてと大井町の環境施策についてと2項目について伺います。

一つ目の指定管理者制度についてですが、議案49号の条例改正、議案58号にて。指定管理者の指定について上程されておりますのでここでは制度を中心に質問したいと思います。この制度は民間の能力を活用して、住民参入の向上を図るとともに経費の縮減等を図ることを目的としております。私はこの指定管理者制度については大いに導入すべきだというふうに思います。人口減少や税収減が予想される将来、民間でできることは民間に任すべきだと思います。指定管理者制度は町にとっては経費の縮減になり、業者にも利益を出し、そして町民にはサービスの向上につながるなど三方得となるのが原則です。この指定管理者制度については8年前、当時条例化もされておらず、制度の導入をすべきだと一般質問をしました。町長は町施設の規模が小さいため指定管理者制度には適さないのでは今は考えていないと、答弁されました。そして平成24年3月に大井町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例を制定しました。指定管理者の選定にあたっては事業や施設管理について提案されるもので、経費の縮減等の数字だけで判断できるものではないため、透明性、公平性が求められます。その提案された条例には選定についての透明性や公平性を確保するための明確な基準がありませんでした。そこで私は「選定するときは識見を有する者の意見を聞かなければならない」との条項を追加する修正案を出しましたが、残念ながら否決され、原案どおりとなりこんにちに至っております。

今回大井町にとって初めての指定管理者制度の導入であり、どのような方法で選定を実施したか以下について伺います。

- 1、山田総合グラウンドへの制度導入に至った経緯について
- 2、選定方法はどのように行ったか
- 3、将来、他施設へ導入の考えはあるか

次に、大井町の環境施策について伺います。世界の国が集まったC O P 23がドイツのボンで開催され、パリ協定での目標達成努力を確認しました。日本も2020年までに2013年の26%の温室効果ガス削減に取り組むことになりました。大井町では平成25年に策定された環境基本計画により、行政・町民・事業者の協同により、次世代へ渡すよりよい環境づくりを目指しています。7月に報告がありました国の事業である地方自治体カーボンマネジメント強化事業により、大井町環境行動計画の町の行動編を改訂中でもあります。この地方公共団体カーボンマネジメン

ト強化事業は地方公共団体において地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく地方公共団体実行計画事務事業編の策定・改定作業や同計画に基づく取り組みの大胆な強化拡充をうながし、取り組みの計画実行・評価・改善のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業ですが、大井町にとって今までと同様な策では実現が困難ではないかと思われます。そこで次の2項目について伺います。

1、まちは町民、事業者とのパートナーシップのもと計画の目標を達成するとしていますが、この計画に示された情報を周知するためにどのような方法を実施されたのか具体的な内容を伺います。

2、今年も環境展が開催されましたが、参加人数が伸び悩んでいるように見えます。環境問題はまちをあげて取り組むべきであり今後の取り組みについて伺います。

以上、2項目についてよろしく御答弁をお願いいたします。

町長 通告5番、牧野一仁議員の「指定管理者制度に問う」、3項目、「環境施策に問う」というようなことで2項目頂戴しておるわけでございます。

まず、1点目の、御質問の指定管理者制度について問うというようなことでございますが、まずは、山田総合グラウンドへの制度導入に至った経緯についてでございますが、山田総合グラウンドは、体育及びスポーツの振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するため、平成5年4月に開設いたし、本年で24年目を迎えました。本施設は、テニスコートと多目的グラウンドを有しまして、テニスコートは有料、多目的グラウンドについては無料で利用できることとしておるわけでございます。テニスコートは、人工芝とクレーコートの2種類がありまして、町内はもとより町外からも多数の御利用をいただいておりますが、テニスコートと多目的グラウンド全体の利用者数の推移は、平成25年度の1万9,546人をピークに減少をしてるというような状況でございます。人工芝テニスコートは、平成27年度に人工芝の全面張りかえを行ったことで、県体育協会主催のテニス大会や教室が開催され、利用者は増加傾向にあるわけでございます。一方、多目的グラウンドは、東名高速道路が隣接していることから、野球等の一部の種目は御利用はできませんが、土曜日・日曜日における少年サッカーの練習や大会、成人サッカーチームの大会などに御利用をいただいておりますということでございます。土・日曜日の休日に施設の利用が集中していることから、平日の施設利用を促進することが課題となっております。

そこで、これらの課題を解決するため、現在は、施設の管理運営を民間委託により行っております。しかし、多様化する住民ニーズに柔軟に対応するために民間事業者が有するノウハウを公の施設に活用することで、創意工夫をした運営を行い、施設活用等、住民サービスの向上を図ることを検討した結果、地方自治法第244条2第3項に規定する指定管理者制度を導入しようとするものとしてございます。

続きまして、2点目の御質問でございますが、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者募集要項を作成いたし、大井町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、9月に町広報おしらせ及び町ホームページにて広く事業者を公募いたし、プロポーザル方式で選定を行うこととし、4事業者から応募がございました。

また、この事業者の審査、選定を行うために、大井町山田総合グラウンド指定管理者選定委員会を設置いたしました。選定委員は、町副町長を委員長とし、有識者でございますが、として学識経験者1名、県職員1名、そして町教育長、町職員3名の計7名で構成いたしました。選定委員会により、去る11月14日に審査会を行い、書類審査と、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより、候補者の選定を行いました。

審査では、募集要項で定められた選定の基準に基づき、一つとしまして、団体の経営状況、二つとしまして、利用者への平等な利用の確保、3点目といたしまして、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、4点目としまして、管理を安定して行う物的及び人的能力、5点目といたしまして、その他の5つの項目について各選定委員による指定管理者審査シートによる採点を行い、総合得点が最も高い候補者を選定することとしました。

その結果、総合得点が最も高かった事業者を最優秀提案者として指定管理者候補として選定をいたし、私に報告がなされたものでございました。

3点目の御質問でございますが、まちでは、平成21年度に行った行政改革推進会議において、公共施設の管理等のあり方について検討を行っており、大井町行政改革検討結果報告の中で、今年度制度の導入を進めている山田総合グラウンド以外にも、総合体育館、当時の中央公民館（現の生涯学習センター）、そうわ会館について、検討が必要と報告されております。このことを踏まえ、町では指定管理者制度の導入について、平成24年3月に町の公の施設にかかわる指定管理者の手続等に関する条例を制定いたし、導入における体制を整えてまいりました。

指定管理者制度の導入はサービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした制度であり、民間活力の積極的な活用を図る手段の一つであると捉えています。しかしながら、平成27年4月1日現在にて総務省の実施した公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を見ますと指定管理者制度の契約期間は短期間であることから主に非正規雇用者からなる不安定な雇用形態となりサービスのノウハウが継続できないことや、利益の出ることが少ない性質の公の施設運営については、運営費での経費削減を余儀なくされるといった例もあり、期間終了後の指定取り消しの理由として、指定管理者の経営困難による撤退、いわゆる指定返上といった事例もあることから、慎重に対応する必要があると捉えております。当町の公の施設管理については、一部の施設において自治会館の要件を備えているところもあり、また、社会教育施設については施設全体の管理のみならず、事業単位ごとの運営のあり方についても検討すべきといった総合的な内容を持つ施設となっていることから、指定管理者制度導入の際は配慮する必要があるとあり、一概に積極的な推進を行うとは言いきれない状況にあったものでございます。導入にあたっては、それぞれの施設の性格や、施設運営の実態などを踏まえて公共施設運営の目的を明確にいたし、あくまでも公共サービスとして位置づけながら、民間に委ねていくものであるということ、さらに、公共サービスを持続させながら、サービスの向上と質の確保を維持する必要があることを念頭に置いて、提言のあった施設以外も含めて、指定者管理制度を活用すべく、検討を進めていくべきと考えております。

大きな質問の2点目でございますが、「環境施策を問う」と御質問の1点目でございますが、大井町環境基本条例第3条では、基本理念として「健全で恵み豊かな環境の維持と次世代への継承」、「人と自然・生き物との共生」、「町、町民、事業者等の責任の自覚」などを定めております。そして、町の行動、いわゆる取り組み状況をまとめた大井町環境基本計画実績報告書により、町や町民及び町内事業者が連携し、より積極的な取り組みが推進できるよう整理して、ホームページに掲載しております。

また、環境保全を目的にそれぞれ違うフィールドで活動している団体、事業者、行政の情報交換の場を確保し、活動内容やノウハウを共有することで、それぞれが抱える課題解決へ向けた検討、協議が相互に図れるように、環境情報交換会を年1回開催しております。それぞれの取り組みについて情報交換を図るほか、より良い方策についても提案をいただくなど、回を重ねるたびに充実してきております。その内容もホームページ等で公開しております。

町広報におきましては、廃棄物対策の観点から、お知らせ版にシリーズとして掲載しております「ごみの減量大作戦」をはじめ、6月号では「不法投棄は犯罪です」を掲載し、通年で分別意識の醸成を進めることによる3Rの実践や、不法投棄は犯罪であると同時に美観を損ね土壌汚染という環境破壊を招くおそれがあることについて呼びかけをしたものでございます。

そして、次世代への継承といたしまして、平成27年度より小学校4年生～6年生を対象とした「子どもエコ・スクール」を開催しております。その年により内容は異なるものでございますが、町内や近隣での自然観察会、環境にかかわる実験、体験、または施設見学会などを経験して、世界規模の問題でもある「地球温暖化」についても学び、それぞれが感じたことを各自のエコ宣言を踏まえた「エコ新聞」として取りまとめたものでございます。

また自然環境の観点からは「おい自然園」事業や「相和地域活性化」を推進する中で、本町の豊かな自然環境を町内外に知っていただく取り組みを展開しております。さらには、現在委託にて行っております「地球温暖化対策実行計画事務事業編改定業務」いわゆる「カーボンマネジメント強化事業」も佳境に入ってきておるという状況でございます。この中で、各公共施設の二酸化炭素排出量抑制に向けて、まちとして新たな行動計画を公表し実践することで、町民や事業者の皆様の行動につながられるよう努めてまいります。

今後におきましても、今まで以上に情報の周知と協力を呼びかけることにより、「オール大井町」として本町の環境を守り、よりよいものにしてまいりたいそんな考えでございます。

二つ目の御質問でございますが、御存じのとおり、環境展は隔年で開催しており、去る11月12日の開催で9回目を迎えたものでございます。今年の参加者は、全体で1,800人、そのうち「クリーンキャンペーン2017 ゴミ拾いウォーキング」の参加者が約250人でありました。当日は、各種参加団体によるブースを設け、環境に関する体験学習や環境機器の展示、ペットボトルキャップやポップコーン及び古紙とトイレットペーパーとの交換や、フリーマーケットの開催、子どもに人気のエアポリンなど、幅広い世代が楽しめるよう、参加しやすい環境展と努力させていただいたものでございます。

また今回は、天候に恵まれましたが、雨天でも影響が少なくなるよう、一部の催しを体育館アリーナで行うことにより、利用しやすい環境展として開催したものと考えております。環境展はその性質上、単に集客の

みにこだわるのではなく、主催者として少しでもごみを出さない環境づくりを実践するとともに非常に重要であると考えております。

具体的には、毎回好評をいただいております、地元野菜を使った「けんちん汁」ですが、可能な限り再利用できる、おわんと箸で提供をしました。また、出店者などの弁当は容器を回収できる事業者を選定するなどにより、ごみの排出量の抑制に努めたものでございます。反面、議員おっしゃるとおり、イベントのバロメーターであります「参加人数」も重要であるとの認識も持ち合わせております。先に述べました催しに加え、各ブースを回りゴールとなる本部でエコバッグと交換できる「スタンプリリー」や、篠窪で採れたサツマイモを使った「焼き芋」の販売など、老若男女が全て皆さんに興味を持たれる内容といたしたものでございました。そして、再来年の開催の環境展につきましては、第10回目という節目を迎えることから、引き続き環境関連分野の展示、体験及び学習の場を提供するとともに、町民環境意識の向上を図るため、より集客が期待されるイベントも視野に入れた、魅力ある環境展を目指してまいります。そのためには、周知方法の工夫を凝らし、開催日の設定や内容の検討はもとより、参加団体の意見や他の事例も参考にしながら、多くの皆様の興味を引き出し、気軽に参加できるような、よりよい環境展としてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今ある環境の保全や一度失われた環境の再生には、組織としての取り組みと合わせて、行政では「職員」、事業所では「社員」、そして何よりも町民一人一人の意識が醸成され、行動にあらわさなければ成し得ないものであります。これらの課題を解決し環境意識の向上を図るために、町環境基本計画において「望ましい環境像」として定めた「ひとと自然が未来を築く美しい町～おおい」にふさわしい環境づくりに向けた取り組みを進めてまいります。議会の皆様におかれましても御理解と、御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

- 2 番 それじゃあ最初の指定管理者の一番目の制度導入に至った経緯についてお伺いいたします。御答弁はいただいたんですが、まず、今回導入するということを聞いたとき、先ほども登壇でお話ししましたように大井町は規模の小さい施設ばかりなんです。そういったところで、単独でやるというのは民間の業者が入ってきてそこで利益を出すだけのことがあるのかなあということは一つは疑念に思ったわけです。通常こういう体育施設や何かですと大井町の場合もう一つ体育館があるわけです。こういったものを抱き合わせ、まあ一緒にやるというケースのほうが多いわ

けです。小田原市や何かも見ましても、アリーナやテニスコート、城山陸上競技場とかこういったものが全部セットで指定管理者出してます。そういった中で、総合グラウンドだけ今回出したということについてまず御答弁いただきたいと思います。

町長 とりあえずは、総合グラウンドだけ指定管理者にしようとしたのは、体育館も指定管理者に将来はできることならしていきたいなと考えておりまして、しかしながら先般の衆議院の選挙などが急に入ったときは、やはり指定管理者にしておいていいのかなというような点もあります。開票事務を行いますから、開票するにあたって、大井町も大きな施設に限られておりまして、先般はいつも多目的室で開票作業するんですが、急遽、文化祭とのバッティングですね、アリーナを使って、今後は検討していく必要があらうかと思いますが、やはり町のいろんな特殊事業等もあったり、そういう点またあわせて、指定管理者の場合、やはり早く予約を入れていくというようなこともありますもので、町の急遽の事業に対応できなかったりする場合もありますもので、ちょっとこの辺のところは検討していく必要があるんじゃないかなとそんな考えがございいます。

2 番 その辺の状況はわかりますけど、本来県や市、大きな市と町を比べるということは非常に難しいかとは思いますが、まず、そういう指定管理者に設備を導入しようというふうなときは、その施設が指定管理者にしたほうがいいのかどうかというまず、検討はなさるべきだと思うんです。今、町長の答弁は選挙や何かのときに急遽入ったりするので、指定管理者の場合使えるのか、使えないのかとこういうような話ですけど、指定管理者制度にふさわしいかどうかというようなことを、本来その辺が検討する、中には県あたりですと議会の常任委員会にかけて、その辺を一緒に検討していくというようなことまでやってるわけですよ。そういったことは十分検討されたかどうか担当部署も含めてお伺いいたします。

生涯学習課長 まず、先ほど町長の答弁にもありましたように、多様化する住民のニーズ柔軟に対応する民間事業者が有するノウハウを公共施設に加重することで総力した運営を行って施設の活性化、それから住民サービスを図れるものでございます。また、確かに今まで大井町では指定管理者というのはやっていませんでしたので、初めということもございしますが、現在施設管理を委託しています業者は長年開設当時からやっていますが、地元の方を雇用した中で継続して行っております。しかしながら、雇用されている社員といいますか従業員につきましても高齢化が進んでるといような状況もございまして、今後の委託については難しいという旨

もお話聞いたということもございまして、踏み切ったというような状況でございます。

- 2 番 現在、今まで委託していたところがだんだん厳しくなってきたと、こういったのも一つの理由かとは思いますが、町のホームページの中で今回の募集要項やそういったものを見ますと、年間かかっている経費それから利用料収入こういったものを見ましても、年間の経費が平均600万ぐらいですかね。利用料収入が250万くらい。こういったものを見ても、私はひょっとしたらこれ指定管理者じゃなくても、委託でも十分利益を上げられる業者がいるんじゃないかなというふうに思いました。平均の今の経費の600万というのも5年間の平均が出てましたけど、一番最初の平成25年ですか、経費として特出してはるわけです。その辺をならせば、そんなに、そんなにというか2、30万平均がかかってきてる。それで、現状はその経費というのは町が持ち出してるわけですし、利用料収入は町に入っているということで、これを単純にやってみますと、ひょっとしたら町民サービスを何か代えなくても今のままやって、多分指定管理者4社もきたというのはそういうことだと思うんですが、特段、新しいことをやらなくても多分これはできたんじゃないかなというふうに思います。内部についてはまた、条例の審査や指定管理者の審査のときに質問いたしますけど、今回私の感じるのは、総合グラウンドだけの問題というのはちょっと規模が小さいし何ゆえかなあということは疑問には思っていました。その中の一つが現在委託している業者さんがなかなかできなくなってきた、これも大きな原因だと思いますけど、そのことでわかりました。

その次にうつらせていただきますが、選定方法ですね。先ほど、答弁の中で副町長を委員長にして、教育長、それから学識経験者こういったものが構成をされているというお話ですが、今回担当課長が初めてのことで、なかなか大変だったと思いますが、本来こういうところはやはり構成をするにあたってガイドラインなり、そういうところをつくっておくべきだというふうに私は思います。これは一つの参考ですが、他の自治体の指定管理者制度導入、運用ガイドラインというのを出されているところがあります。それをちょっと読んでみますと、委員は首長等が任命または委嘱する。委員構成は対象施設を所管する部長や副部長、外部有識者（3名以上）等を合わせて5名以上の委員で組織し、外部の有識者は、対象施設や提供するサービスについて見識を有するもの（2名以上）と税理士等の財務状況の審査できるものを（1名以上）含める。また外部の有識者のほかに地元や利用者の代表を含めることができる、財

務状況を審査できるのに税理士をたてる場合は東京税理士会地方支部へ委員の推薦を依頼することが望ましいとこのようなことまで、ガイドラインでやってるわけですよ。多分こんなものができてれば、担当課長さん初めてのことで相当楽であったんじゃないかなあとと思います。こういったことを見ますと、5名以上ということで半数以上が民間や有識者で構成しているわけです。今回見ますと有識者は1名ですか、あとは町の担当がほとんどであるということで、やはり外部の意見を聞くというのはここにあるわけですよ。地元の自治会の方々と、これともう一つというのは税理士を入れるとかいうようなものはやっぱり大事なんですね。今回こういうので事前には公表はされてませんでしたけど、今朝ほど卓上に今回の選定にあたっての資料が出てましたが、今のような選考委員の方々のことは記されてなかったわけです。よそですと結果として出す場合ですと、氏名や役職ですね、こういったものまで公表しているところもかなりあるんですね。今の場合ですと、町長、副町長とか、あ、町長、副町長とか有識者とかこういったことでわかりますけど、今後やっていく場合はこういうガイドラインをつくってもっと外部の意見を聞くというようなことの考えはありますか。

企画財政課長　今回、指定管理者制度を導入するにあたりましてそのプロポーザルで
すか選定を行う前に本年の7月の段階でガイドラインというものをつく
ってはございます。ただそのガイドラインの中身ですけれども、今議員
おっしゃるような非常に細かい内容のものではございませんで、大まか
内容を記載させてもらったものです。このガイドラインをうけて各担当
課で選定委員会を設置して要綱なりをつくって、それに基づいて進めて
いったというような経過でございます。以上です。

2 番　今のガイドラインつくったというのはわかりますけど、構成の比率で
すと民間有識者を今後増やすかどうか、まあそのときでもいいですけど、
有識者じゃあどういう方をするかというようなことの検討はされたんで
しょうか。

生涯学習課長　選定委員の7名のうちですね、1名については県のOBの方で学識経
験者ということで、教育施設の審査をするという観点から選びました。
また、県の市町村課の職員については企画・調整というふうな観点から
選んでいます。牧野議員おっしゃるとおり税理士関係については今回は
入れてなかったというような状況でございます。

2 番　この問題は長くやってもほかの質問ありますので、代えていきたく
いと思いますが、ぜひ、そういう外部の委員をもう少し対応してもらいた
いと。それからもう一つ今の県のOBと言われましても、その施設の例

えば相和ですとテニスコートだとか、総合グラウンドのそういったものにやはりあかるい人、これは有識者だというふうに思います。そうでないとこの指定管理者制度で最も大事なものは住民サービスの低下をすることではだめだということです。今まで以上のサービスの向上というのが最も大事なことから、その辺がどうであったか、この辺はまた審査のときに質問したいと思いますけど、よろしくお願いいたします。

次に、私が実は選定のときに選定委員会を傍聴したいということでお願いをしました。説明あった全協の後そのときまあできれば傍聴させてもらいたいと、その後、何の返事もありませんでしたかな、文章で要望書を出しました。そのときの回答は、回答書ということで文章でいただけてますけど。その辺の文章をちょっと読んでみますと回答が、本指定管理者選定会は申請書の提出のあった事業者の順番にプロポーザル形式で提案をしていただきますが、プレゼンテーション自体が各提案事業者の知的財産であることに鑑み他者に提案者の技術提案内容に関する事項を知られることのないようにするため、ということで今回は済みませんということだったんです。ちょっとこの辺の内容がよく読み取れませんので説明いただけますか。

生涯学習課長 こちらにつきましては、委員の率直な意見交換が阻害されるおそれがあることもありますが、4社ですね、時間をくぐって順番にプレゼンを行ってもらいますので、一番最初と例えば一番最後をやれば公開することによって金額等も公開されてしまいますので、最後の方に有利、不利もありますけど、その辺で公平にできないんじゃないかということで非公開とさせていただきます。

2 番 ちょっとその辺はおかしいんじゃないかなあと思うのは、プレゼンテーションの前に事前に事業計画やその辺の数字というのは事前に提出されているわけですよ。当日プレゼンテーションのときに数字をかえたり、違う提案をするということは、非常に難しいですよ。現に私も実際そういうプレゼン参加したこともありますし、審査員をやった選定委員もやったことがありますよ。要するにそういうことはないですね、ほかで見ますと。今の課長の答弁ですと、ここで行われているのは要するに最初にやった情報が漏れるからだめですよという話ですけど、これはそんなことは私はないというふうに思いますけど、いかがですか。

生涯学習課長 今回の場合、4業者が全部一斉、一斉にというか時間を追った中で、プレゼンをやっていくんですが、順番によって、漏れる、漏れないでもないんですけど、真っ白なさら状態の中でやるのが同じ条件の中でやるのが一番公平かなということで、非公開という形にさせていただきました。

2 番 募集要項見ますと、事前に事業計画書やなんか書類で提出されてるわけですね。その辺を考えると。

議 長 御答弁願います。

生涯学習課長 要項の中にもありますが、大井町では一回の選定委員会で書類審査またプレゼン審査を行っています。例えば、他の市町村でおきましては二回通常選定委員会をやっている中で、一回目は選定方法や選定基準についての審議、二回目はプレゼンと審査ということで、一回目については公開してやっているところも多いです。また二回目についてはいろいろな案件によって公開、非公開というような事例もございます。今回については大井町ではそれを一回でやった関係もございますが、非公開とした理由な状況でございます。

2 番 ちょっと答えが違いますが、外部識者もそうなんですけど、書類で計画書が事前に出てるわけですね、締め切りまだあるわけですから。それで選定委員については外部の人やなんかには、ある程度事前にそれを渡して検討してもらってるんです。目を通してもらって。そうじゃないと当日プレゼンだけじゃわかりませんから。そういう手順をどこでもやるんですよ。ですから事前には選定委員の名前は公表しませんよ。そこで何かあったら、情報漏れた
りするといけませんからそれはやりませんが、事前にされてるものなんです。今回の募集要項を見てみますと、募集要項の中で留意事項というのがあるんです。この中で四番目のこのようにあるんですが、提出書類、提案内容及び選定結果について、情報公開請求が提出された場合大井町情報公開条例に基づき請求者に開示されます。こういうのは募集要項の中に出てるわけですよ。ということは当然終わってから提出されたそういう計画書や何かは情報公開があれば、開示しなけりゃならないんですね。そこまで情報公開しますよって言って当日は公開しませんというのはちょっとこれに書いてある募集要項と実際やってるのは違うんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺いかがですか。

副 町 長 プレゼンテーションを公開しないというのは先ほど生涯学習課長のほうで申し上げた部分もあります。といいますのは確かに事前に計画書は提出されて、委員さんには事前に渡して目を通してもらわないと短時間の間にいろいろ審査をするわけですから、その間に審査が全部見きれないという部分がありますので、事前に提出してもらって委員さんには事前に目を通してもらうような手続をとっております。ただ、提案者のほうも最初に出した部分が全てとは限らないんですね。その場でつけ加えたり、コメントをしたりしながらいろいろな提案の工夫をその間でもまた考えて、やって

おりますので、その部分の前後の差があれば、当然金額的な部分もそんなんですけども内輪でおさめるとか、もう少し安くなるとかそういういった面の提案が出てきますので、原則公開はしないというのが基本的な考え方でございます。以上です。

- 2 番 初めてのことでしたから慎重にことを運ばれるということはその辺はよくわかります。よその事例見てもほとんど公開されてるほうが多いんですね。今後条例の中でも公開をしない場合とまたは競争にしない場合、こういったことも書かれてるわけですよ。そのものによって、提案事項の内容によっては企業の特許だとか、秘密事項的な情報をもってるようなものも今後あるかもしれません。ただ、今回のこのものについてはそんなに難しいものではなかった。ただ、その辺は慎重になられたというのはわかりますが、今後のことがあります

よね。先ほど町長答弁でも、まだ大井町のことはやっていくという話ですから、この辺はやはり整備して公開をしていくというような方向で、よそをね、いろいろ参考にされるとよくおわかりになると思いますので、今回は初めてで皆さんは慎重になったというふう解釈をしますけど、ぜひ次はそういうことをお願いしたいと思います。

その次にうつらせていただきますが、三番目として、将来施設の導入の考えがあるかということで、先ほど、町長の答弁で、体育館や生涯学習センター、そうわ会館、こんなところもあるということですが、もう一つ私は四季の里なんていうほうは逆にもっと民間業者にとっては、魅力あるものではないかというふうに思いますけどその辺はいかがお考えですか。

地域振興課長 四季の里につきましては、現状の機能ということになりますとやはり一つは農業体験の受け入れ、それから直売所の場所を貸している。結局四季の里直売所出荷組合という組織が直売所を行っておりますが、その団体にスペースを貸しているということ。それから体験施設の貸し出しと。そのような三つ大きく分けますと機能でございます。それで、大きな事業の一つとして農業体験の受け入れというのがあるわけでございますけれども、今現在、いろいろと周知させていただいておりますけれども交流体験事業を今、まちで相和地域の中心に推進してございます。こちらにつきましては、今後かかわる住民の方々が自立した組織を立ち上げて運営していったほしいなとそういうふうなことを念頭に進めておりまして、そういうことで今現在、指定管理を導入するということにつきましてはちょっと控えているという状況でございます。以上です。

- 2 番 わかりました。今の課長の答弁ではまだ十分クリアできるものだというふうに思っておりますし、現在の使用状況見ますと、例えば野菜を

販売したりする組合さんのものですが、町で春のイモまつり、秋のイモまつり、みかんまつりこういったイベントをそこでやって集客してるわけですね。それは一つにはやはり、あそこでにぎわいをもたすというようなことを考えてやっておられるんだとは思いますが。その余り言い方は悪いんですけど、あるときちょっと聞いた話で町にはもっとイベントやってもらいたいと出荷組合のある方がですね。やっぱりそうやってイベントやってくれると人が集まって物が売れるというようなことをおっしゃってた方がいるんですよ。私は考え方が逆だと思います。いいものを安く売ればお客さん来るんですよ。それに輪をかけて町がイベントやればいいのかないかなというふうに思います。これが民間委託の場合によっては出荷組合の方が指定管理者になったっていいわけですから、そういうようなことで自分たちが自らの事業を計画してやることで、もっとにぎわいを出せるようなこともあるのではないかなというふうに思いましたので、その辺は十分検討していただきたいと思います。

次に時間もあれですから移らせていただきます。環境問題についてお尋ねいたしますが、先ほど一番気になっているのは細田議員の質問の中で町長がカーボンマネジメント推進事業、こういったものをやってますという話でした。こういったものを先ほど国の施策のことを考えて一番気になったのは、国がこのカーボンマネジメント事業を推進するにあたって大胆な強化・拡充を促している事があるんです。これはやはりコップ23の平均26%ですか、温室効果ガスの26%削減するためには、それこそ国民運動的なことをやらなければ削減できないということでこういう事業展開をしてきてるわけです。

今までのことを考えますと、今までも京都議定書だとか何かあって皆さん努力はされてきてると思いますが、今回これに参加といいますか手を挙げてやられていられるということになると相当厳しい、私は提案をしなければならぬと、また計画をしなければならぬんじゃないかなと思ってます。そうすると今でもこの環境というのはそれこそ自然から里山から騒音から土壌からという非常に守備範囲が広いわけです。今のスタッフの中で今と同じような生活の中で私はやるのは大変厳しいと、これを本当にやるとしたらですよ、逆にそれを危惧してるわけです。担当課長にお伺いしますが、今回このカーボンマネジメントの推進事業に、これは補助金も出るという話で手を挙げていられるわけですけど、実際今年度中に町の行動編が計画してつくるわけですよ。来年度はもうやっていくわけですけど、その辺についてどこまで進んで、どういったところが大きく変わってくるか、お答えいただけますか。

生活環境課長

今現在の状況につきましては、町が所有しております各施設ですね、それぞれのCO₂をいかに削減していくかということで、いま記録を設定していかなければならないということで、CO₂関連、電気、ガスその他燃料系ですね、そういうものの使用状況というのをおおむね各施設の数値を集めて、それを2013年対比で今どういう状況か、それを2030年に向けて事業者、大井町として40%削減をしていくにはどうしたらいいのかという、そういう方向性というものを出していくような形で、この段階ではその数字が大体あがってきたところで、その内容のチェックをした中でですね、最終的にはそれを40%の削減を実現するためにはどのような施策、どのような例えば設備等をかえていったらいいのか、そういうものを最終的なところでまとめ上げて、まずは町としての行うべき行動というところで、それをつくり上げていく。それが恐らく1月の末から2月の頭までにはつくり上げていかないと、この制度の条件ということがございますので、それを作成していく。そしてその後、早いうちに、毎月毎年牧野委員からも前回御指摘された前年度の実績状況、そういうのもなるべく早いうちに公表した中で、それと合わせて町の行動を公表していく。そして公表を見た中で、町民にあるいは町内のほかの事業者には後はそれをできるだけ行うような形をとっていただくというふうに考えてございます。以上です。

- 2 番 今お答えいただいて、国が26ですけど、大井町は40近くやりたいというようなことでおっしゃってるんですけど、こういう数字を出して具体的な行動ではどういったことをやったらその数字をクリアできるのかということは大変なことだと思うんです。今回は町の行動編ということで、町だけが対応しようということやってますが、やはり先ほど言いましたようにその環境というのは事業者や町民の理解を得て、協力を得なければできないこともあるわけです。今回は町の行動編だけを書いているわけですけど、今後これを受けて事業者、町民、来訪者、こういったものに反映させていく、また改変するような予定はあるか伺います。

生活環境課長

議員おっしゃるとおり日本として、国全体での26%削減というところで、なかなかそこを達成していくには、やはり国として各地方公共団体、そういうところが率先してやらなければいけないというところが根本にあった今回のカーボンマネジメント強化事業という補助の制度でございます。言われてはいるんですけど、腰がこう上がらないというところがありますので、国としてはそこを補助しながら、事業者である地方公共団体が率先してやっていきなさいというところで、その事業者というところで40%という数字を目標に掲げていられます。ですから町が35%程度しかで

きなくてもほかのところでやれば例えば大井町ですね、ほかのところがやれば全体で40というのがありますけども、やはりそういうところとしては大井町もしっかりとして前を向いた中で、やはり40を削減していこうという気持ちを持って今回の補助のほうを受けて、この町の行動編のほうを改訂していく。今議員おっしゃられた町民、あとは町内の事業者、それと当然来訪者、これはもともと入っておりますので、そういう方たちへの呼びかけ方法についても、まず内部あるいは今委託をかけておりますその事業者のほうにも話をしていきながら、どのような形で呼びかけをしていくか、既にこれを行っている自治体もございますので、そういう事例のほうを見ながら普及啓発、そして全体の行動計画の中で、これから先になりますけども、見直しのほうはしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

- 2 番 小さな話になりますが、これ7月から多分カーボンマネジメント推進事業に参加するために提案書つくったり何かやっていると思うんですが、その中でCOOL CHOICE（クールチョイス）というのをやるってことになってましたよね。これはもう夏終わりましたから、やった結果や実績、こんなもんはどうでしょうかお伺いします。

生活環境課長 議員おっしゃるとおりCOOL CHOICE（クールチョイス）の賛同宣言につきて、町といたしまして5月25日付で賛同登録のほう行わせていただきました。1つにつきてはカーボンマネジメントの強化の補助をいただくためにはCOOL CHOICEの宣言をしておかないと、やはり採択の上位のほう、見ていただけないというところがありました。というのは本当に正直な話です。すると実際にCOOL CHOICEの宣言につきては何か大きなことをやるというところではなくて今やってること、できることというところから入っていくというところがございます。ほかのところではいろいろな事業に絡めてというところもありますけども今回につきては、入り口というのはこのカーボンマネジメントのどうしても採択というところがございますので、今現在やっている、町でも公表しているCOOL CHOICE。COOL CHOICEといってもクールビズだけではなくて、賢い選択という意味合いもございますので、これは年間を通してこれから先もできるものはどんどんやっていきたいというふうに考えております。今現在やっていないものでも、こういうことはできるということであれば、どんどんやってそれを事業者だけではなくて、町民の方へも普及啓発のほう、してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番 時間なくなりましたので、また一つ小さい話ですけど先ほどお話ししたように、町だけじゃなくて事業者、町民も一緒にやらなければこういう数字ってのは達成できないというふうに考えていきますと。例えば事業者の場合ですと、先に申しましたように省エネとかいろんな問題がありますが、例えば今年の4月から容器包装リサイクルの、ペットボトルなんかの回収日が倍になったんですよね。こういったことで住民サービスを私は向上したと思う。ただ費用対効果はどうであるかということは別にしまして、もう一方事業者にお願いする部分というのは、前もたまには県やなんかと一緒に入ったことがあるってお話ですけど、例えば大井町の中にスーパーマーケットなどがありますよね。こういったところで過剰な包装といいますか、容器のトレイだとか、パックしてある物だとかいうものの包装の仕方や、消費者が例えばそれを外して、袋に入れて持って帰ってきて、それはそちらで処分してもらおうとかっていうようなことを奨励する必要があるんだと思うんです。このことも含めて、ぜひやっていただきたいと思います。以上です。

議

長 以上で2番議員、牧野一仁君の一般質問を終わります。